



未来につなげよう！さかの森林 佐賀県森林環境税

～課税期間を令和9年度まで延長します～
平成20年度より導入しました佐賀県森林環境税は、
水源のかん養や県土の保全などのために
引き続き森林の整備が必要であることから
課税期間を令和9年度まで延長することとなりました。



佐賀県森林環境税 検索

豊かな森林づくり・税の使いみちに関すること
佐賀県 森林整備課
TEL 0952-25-7134 FAX 0952-25-7312
MAIL shinrinseibi@pref.saga.lg.jp

税の仕組みに関すること
佐賀県 税政課
TEL 0952-25-7021 FAX 0952-25-7294
MAIL zeisei@pref.saga.lg.jp

佐賀県森林環境税を財源にした取組状況を紹介します。
佐賀県森林環境税は「豊かな森林づくり」と
「県民みんなで森林を守り育てる意識を高めること」を目的とした税制度です。



